

令和5年稲敷市農業委員会第4回総会

[4月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
日程 4 報告第3号 農地法第18条(通知)
日程 5 議案第1号 農地法第3条(委員会)
日程 6 議案第2号 農地法第5条(知事)
日程 7 議案第3号 現況証明(農委処分)
日程 8 議案第4号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
日程 9 議案第5号 【機構転貸(中間管理権・基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項
(農用地利用配分計画の公告)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君
6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

欠席委員

3番 横田 悌次君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田 勝君
農業委員会事務局係長	宮本 祐司君
農業委員会事務局主査	平沢 心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和5年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、3番横田委員の1名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん6名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は1番墳本典勇委員、2番山口幸一委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたし

ます。1件でございます。田3筆、8,950㎡について、農地法第3条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。議案書2ページから8ページまでの9件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 議案書9ページになります。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。議案書11ページまでの5件になります。申請番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号4番と5番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 12ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転件8件でございます。

申請番号1番 桑山字榎町、田1筆、1,875㎡、申請番号2番 信太古渡字東区、田1筆、2,

516㎡それぞれ受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号3番 椎塚字根崎、田1筆、908㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため、買い受けるものでございます。

申請番号4番 高田字岡、田1筆、5,753㎡、申請番号5番 浮島字関谷、田1筆、495㎡、申請番号6番 浮島字関谷、田2筆、2,184㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号7番 手賀組新田字秋塚、田1筆、2,737㎡、申請番号8番 手賀組新田字伊佐部、田2筆、7,338㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号1番について、報告いたします。

4月5日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積197アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号2番について、報告いたします。

4月2日に鹿熊推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、2トンダンプ1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積300アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番、4番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号3番について、報告いたします。

4月2日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請地は耕作便利のため売買により地元の方が購入します。農作業従事日数は150日、経営面積71アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

引き続き申請番号4番について、報告いたします。4月2日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積119アール、調査の結果、受

人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番、6番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。申請番号5番について、報告いたします。

4月7日に山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、耕運機1台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積440アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

引き続き申請番号6番について、報告いたします。4月8日に武内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者です。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機3台、軽トラック6台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積230アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番・8番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本委員。

○1番（墳本典勇君） 申請番号4番、審査表の全部効率利用要件の休耕地が「あり」となっていますが、「あり」でいいのですか。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 余程荒れていないかぎり、休耕地が「あり」だとしても要件には該当します。

○1番（墳本典勇君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 14ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 伊佐津字上台、畑2筆、1, 103㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、540ワットパネル180枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 下太田字池、田2筆、2, 046㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、周辺においてプラスチック類のリサイクル業を営んでおりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足しており、申請に及んだものでございます。なお、申請地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の5、既存施設の拡張、「拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。

申請番号3番 月出里字上林、畑1筆、1, 279㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、つくば市に営業所を有し、建設業を営む法人で、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業の工事を請負いに伴い、一時的な仮設事務所や資材置場が必要であり、工事現場より近隣の申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。一時転用期間は、令和6年8月31日までの期間で、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。

申請番号4番 東大沼字鳥羽見、畑2筆、763㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣地において福祉サービス事業を営んでおりますが、サービス利用者や従業員の増加に伴い既存駐車場が手狭になったため、申請に及んだものでございます。

申請番号5番 手賀組新田字大重、畑1筆、638㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、近隣に事務所を有し、稲わら等の仕入・販売業を営んでおりますが、農業用機械置場が手狭であることから申請に及んだものでございます。事業計画は、申請地と隣接の宅地を利用してトラクター6台、ホイールローダー2台を置く計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号6番 釜井字後田、田1筆、1, 893㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域内および農用地区域内の農地でしたが除外された土地で、10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、近隣で運送業を営んでいる法人で、現在使用している駐車場は距離が離れた場所の借地で不便であるため、申請に及んだものでございます。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。申請番号1番について、去る5日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号2番について、去る5日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号3番について、去る5日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に現場事務所や資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号4番について、去る5日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。申請番号5番について、去る5日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用機械置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。続きまして、申請番号6番につきましては、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号6番について、去る5日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 16ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付5件でございます。

申請番号1番 羽賀字八幡平、畑1筆、172㎡についてですが、昭和42年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 高田字御城、田1筆、畑2筆、902㎡についてですが、昭和62年から平成5年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 高田字御城、田1筆、畑1筆、167㎡についてですが、昭和62年頃より宅地および雑種地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 上根本字矢萩台、他3地区、田2筆、畑4筆、1,270㎡、申請番号5番 結佐字流作、田1筆、145㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番について、去る5日、村山委員と推進委員の清原委員、古渡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和42年頃から、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号2番、3番について、去る5日、宮本委員と推進委員の水飼委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前より宅地および雑種地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番木内です。申請番号4番について、去る5日、遠藤委員と推進委員の沼崎委員、海老原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。申請番号5番について、去る5日、根本委員と推進委員の坂本委員、高城委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 18ページをお開き願います。

議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、22件、91筆、219,282.19㎡、再設定が、10件、44筆、73,588㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第5号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 40ページをお開き願います。

議案第5号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再配分が1件、4筆、22,203㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時47分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

1 番 委 員 墳 本 典 勇

2 番 委 員 山 口 幸 一